

商品概要説明書

営農クリアーローン

(令和3年5月17日現在)

商品名	営農クリアーローン
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○営農ローンご契約後、貸越残高が長期にわたり契約金額に近い状態のまま例年契約更新されている方で、今後、計画的にご返済いただける方（後継者を含む。）。</p> <p>○現在ご契約いただいている営農ローンを解約いただける方。ただし、営農ローンの契約金額減額分のみを本ローンにお申込いただく方（後継者を含む。）は、営農ローンの解約は不要とします。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	○営農ローンのご利用残高を計画的にご返済いただくための資金とします。
借入金額	○貸越元金および営農ローン解約時に発生する貸越利息、保証料および本ローンについての保証料を加えた金額とし、上限は 360 万円とします。ただし、営農ローンの契約金額減額分（10 万円単位）のみを本ローンでお申込いただく場合は、契約金額減額分（10 万円単位）の 1.2 倍を本ローンの貸付上限額とします。
借入期間	○10 年以内とします。ただし、1 か月単位とします。
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（当 J A 所定の短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年金受給月返済方式、年 2 回返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（兵庫県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。

保証料	<p>○前払方式 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100 万円，お借入利率 3.000% の場合の一括支払保証料 (例)】</p> <table border="1" data-bbox="558 295 1348 394"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>2,620</td> <td>7,505</td> <td>12,480</td> <td>17,555</td> <td>25,351</td> </tr> </table>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	保証料 (円)	2,620	7,505	12,480	17,555	25,351
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年								
保証料 (円)	2,620	7,505	12,480	17,555	25,351								
手数料	<p>○ご融資の際の事務手数料（消費税等含む。）は不要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において，全額または一部繰上返済をされる場合の事務手数料（消費税等含む。）は不要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において，ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料（消費税等含む。）は不要です。</p>												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては，当 J A 本支店（所）または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し，迅速かつ適切な対応に努め，苦情等の解決を図ります。</p> <p>また，J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも，苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>※東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では，東京以外の地域のお客様からのお申し出について，お客様の意向に基づき，お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が，テレビ会議システム等により，共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお，現地調停，移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>												
その他	<p>○お申込みの際は，当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては，ご希望に沿いか</p>												

	<p>ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none">○印紙税が別途必要となります。○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
--	---

J A 加古川南